

岡山地域「持続可能な開発のための教育」推進協議会会則

(設置)

第1条 岡山地域「持続可能な開発のための教育」推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 岡山地域は、2005年に「国連持続可能な開発のための教育の10年」の推進拠点であるRCEに認定され、2014年秋には「ESDに関するユネスコ世界会議」の関連会議の開催地となった。協議会は、今後も、地域内の関係機関や組織等が連携を一層強化し、地域の特性に応じた効果的なESDを推進することにより、世界及び地域の「持続可能な社会づくり」に、より幅広く広域的に貢献していくことを目指す。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事項を行う。

- (1) ESD推進のための基本方針および事業実施計画の策定
- (2) 基本方針および事業実施計画に基づく事業の実施及び進行管理
- (3) 基本方針に賛同する各団体・組織・機関の活動等の支援
- (4) ESDに取り組む各団体・組織・機関の連携や交流、連絡調整及び協働で行う取組の推進
- (5) ESDに取り組む国内外の各団体・組織・機関との情報交換や交流の推進
- (6) ESD推進のための資源（資金、人材、情報）の調達
- (7) 地域全体のESDに関する知識・理解の向上
- (8) 地域の特性に応じたESD推進のための手法の検討
- (9) その他、地域のESDの推進に関すること

(委員会)

第4条 協議会に係わる重要事項を協議するため、協議会に委員会を置く。

- 2 委員会は、基本方針に賛同する各団体・組織・機関の構成員や学識経験者、関係行政機関の職員等20名程度の委員により構成する。
- 3 前項に規定する委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。また、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会の役員及びその職務は次のとおりとし、前条第2項に規定する委員の互選により選出する。

- (1) 会長 1名 協議会を代表し、会務を総理する。

(2) 副会長 若干名 会長を補佐し会長に事故がある場合はその職務を代理する。

(3) 監事 若干名 協議会の出納その他の事務を監査する。

2 協議会に、必要に応じて若干名の顧問及び参与を置くことができる。

(1) 顧問及び参与は、会長が選任する。

(2) 顧問は、必要に応じ、会長に助言をすることができる。

(3) 参与は、協議会の運営に関し、意見を述べることができる。

(運営委員会)

第6条 協議会の基本方針に基づき具体的な取組や事業の検討を行うとともに、第4条第1項に規定する委員会の決定を踏まえそれを執行するため、協議会に運営委員会を置く。

2 運営委員会は、基本方針に賛同する各団体・組織・機関の構成員や学識経験者、関係行政機関の職員等の中から会長が指名した10名程度の運営委員により構成する。

3 運営委員会の役員及びその職務は次のとおりとし、前条に規定する運営委員の互選により選出する。

(1) 運営委員長 1名 運営委員会を代表し、運営委員会の事務を掌理する。

(2) 副運営委員長 若干名 運営委員長を補佐し運営委員長に事故がある場合はその職務を代理する。

4 運営委員会は、必要に応じて運営委員会内に部会を設けることができる。

5 部会は、運営委員長が指名する者で構成する。

6 部会の役員及びその職務は次のとおりとし、前項に規定する部会員の互選により選出する。

(1) 部会長 1名 部会を代表し、部会の事務を掌理する。

(2) 副部会長 若干名 部会長を補佐し部会長に事故がある場合はその職務を代理する。

(評価委員会)

第7条 協議会の事業に対する評価を行うため、協議会に評価委員会を置くことができる。なお、評価委員は協議会会长の指名する者で構成する。

(会議)

第8条 第4条第1項に規定する委員会は、会長が必要に応じて又は同条第2項に規定する委員の3分の1以上から請求があった時、会長が招集する。

2 委員会の議長は会長がこれにあたる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数の場合には、議長の決するところによる。

5 本条の規定は、運営委員会及び評価委員会に準用する。このとき、「委員」はそれぞれ「運営委員」と「評価委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席)

第9条 会長は、意見聴取等の必要があると認めたときは、第4条第1項、第6条第1項及び第7条に規定する委員会、運営委員会及び評価委員会に関係者の出席を求めることができる。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するため、岡山市市民協働局市民協働部SDGs・ESD推進課内に事務局を置く。

(会計)

第11条 協議会の経費は、次のものをもってあてる。

- (1) 負担金
- (2) 助成金、補助金
- (3) その他の収入

2 その他会計に関し必要な事項は会長が定める。

(その他)

第12条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は会長が別に定める。

付 則

会則は、平成17年4月20日から施行する。

平成18年5月11日一部改正
平成21年4月18日一部改正
平成25年4月30日一部改正
平成27年4月24日一部改正
平成29年5月9日一部改正
令和2年5月1日一部改正
令和3年5月7日一部改正